

議案第6号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正を踏まえ、関係する建築基準関係手数料を改正するとともに、社会保障関係各法に基づく戸籍記載事項証明及び戸籍一部事項証明等の手数料の免除規定について、免除の対象となる法律の列挙を規則に委任することにより免除制度を速やかに適用させることとする改正その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明を請求したとき。</u></p> <p><u>(4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明の請求があったとき。</u></p> <p><u>(5)から(8)まで (略)</u></p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>別表第3に掲げる法律その他の社会保障関係の法律の規定に基づき、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明を請求したとき。</u></p> <p><u>(4)から(7)まで (略)</u></p>

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(96)まで (略)	(略)	(略)
(97) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関であつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査</u>

機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。）がある場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額（ア）（略）

（イ） 認定の対象が建築物全体（認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。）であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額

a及びb（略）

（ウ）及び（エ）（略）

イ 適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

		<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(98) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>

<p>(99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未</p>
---	--	---

		<p>満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円</p> <p>イ (略)</p>
(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて,法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査</p>

を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上の

		<p>ときは234,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(102) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって,適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円,5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向</p>

		<p>上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施し</p>

ているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合にあっては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について,建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が,建築物エ

エネルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に
定める基準(以下この号において
「性能基準」という。)による場合
200平方メートル未満のときは
28,000円, 200平方メートル以上の
ときは32,000円

- b 申請に係る住宅について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準が, 建築物エ
ネルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に
定める基準(以下この号において
「仕様基準」という。)による場合
200平方メートル未満のときは
15,000円, 200平方メートル以上の
ときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を
有する住宅である場合 a又はbに規
定する額

- a 申請に係る住宅について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準が, 性能基準
による場合 当該住宅の床面積の
合計が300平方メートル未満のとき
は57,000円, 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のときは
96,000円, 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは
163,000円, 5,000平方メートル以上
のときは234,000円

- b 申請に係る住宅について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準が, 仕様基準
による場合 当該住宅の床面積の
合計が300平方メートル未満のとき
は27,000円, 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のときは
47,000円, 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは

86,000円, 5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000

		円, 25, 000平方メートル以上のときは362, 000円 (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(96)まで (略)	(略)	(略)
(97) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関であつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証す

る対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

ウ (略)

<p>(98) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。<u>ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合</u>にあっては、<u>aに規定する額</u> a及びb (略) (ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。<u>ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合</u>にあっては、<u>aに規定する額</u> a及びb (略) (ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及</p>

<p>判定</p>		<p>び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル</p>
-----------	--	---

		以上のときは184,000円 イ (略)
(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する

住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メ

		<p>一トル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。</u>)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
<p>(102) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。</u>)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円</p>

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準

		<p>等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウからオまで (略)</p>
(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあって</p>

は、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める

省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 性能基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

b 申請に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のときは86,000円,
5,000平方メートル以上のときは
130,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物
である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以

		<p>上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p>
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

別表第3を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 別表第1第103号の改正規定(「, 仕様基準」を「, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準」に改める部分に限る。)は, 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定については, 当該改正規定)の施行の日前に申請のあった手続に係る手数料については, なお従前の例による。